

所管部課		健康いきいき部 地域包括ケア推進課		部長		川口 荘一				
件 名		東大和市介護予防ポイント事業実施要領の一部を改正する要領について				区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則									
	部課機関									
1. 要 旨 令和6年度以降の東大和市介護予防ポイント事業（元気ゆうゆうポイント事業）に係る事業内容の見直しに伴い、同要領の一部を改正するものである。 （1） 主な内容 景品交換回数の上限を年度につき3回から6回に引き上げ。 （2） 施行日 令和6年4月1日 （3） 影響及び効果 景品交換の上限を引き上げることで、既存の参加者の参加意欲を促進すること及び新規参加者の獲得を図ることができ、高齢者の介護予防活動に資することができる。										
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年3月12日 「令和6年度東大和市介護予防ポイント事業（元気ゆうゆうポイント事業）に係る事業内容の見直しについて」 市長決裁										
3. 留意事項（問題点等）										
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。										
5. 審議結果										

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。